

公益通報に関する事務の取扱いについて

平成18年3月17日総一第000348号高等裁判所
長官、地方、家庭裁判所長、最高裁判所事務総局
局課長、司法研修所長、裁判所職員総合研修所長、
最高裁判所図書館長あて事務総長依命通達

改正 令和3年2月25日総一第166号

改正 令和4年5月27日総一第755号

改正 令和6年3月28日総一第388号

公益通報（公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）
第2条第1項に規定する公益通報をいう。以下同じ。）に関する事務の取扱いにつ
いて、下記のとおり定めましたので、これによってください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

第1 公益通報の処理

1 公益通報の受付等

- (1) 最高裁判所事務総局総務局第一課及び高等裁判所事務局総務課に、公益通
報を受け付けるとともに、公益通報に関連する相談に応じるための窓口（以
下、最高裁判所事務総局総務局第一課に置くものを「最高裁公益通報・相談
窓口」といい、高等裁判所事務局総務課に置くものを「高裁公益通報・相談
窓口」といい、これらを合わせて「公益通報・相談窓口」と総称する。）を
置く。
- (2) 公益通報・相談窓口以外の部署に対し公益通報がされたときは、当該部署

は、最高裁判所にあつては最高裁公益通報・相談窓口に、高等裁判所にあつては当該高等裁判所の高裁公益通報・相談窓口に、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所にあつてはその所在地を管轄する高等裁判所の高裁公益通報・相談窓口に、当該公益通報を送付する。

- (3) 公益通報・相談窓口は、最高裁判所事務総局総務局長（以下「総務局長」という。）に対し、受け付けた公益通報を送付する。

2 局課の長等への送付等

- (1) 総務局長は、1の(3)の定めにより送付を受けた公益通報の内容が通報対象事実（法第2条第3項に規定する通報対象事実をいう。以下同じ。）に関するものでない場合その他公益通報として受理することが相当でないことが明らかなる場合を除き、通報対象事実又はこれに関連する事務を所管する最高裁判所事務総局の局若しくは課の長若しくは最高裁判所事務総局デジタル審議官（以下「デジタル審議官」という。）、司法研修所、裁判所職員総合研修所若しくは最高裁判所図書館の長又は下級裁判所の長（以下「局課の長等」という。）に対し、当該公益通報を送付する。ただし、当該局課の長等において3の(1)に定める調査又は同(2)に定める是正措置等を適切に行うことができないおそれがあるなど当該局課の長等に公益通報を送付することが適当でないときは、適当と認められる局課の長等に公益通報を送付することができる。

- (2) デジタル審議官は、(1)の定めにより公益通報の送付を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該公益通報を最高裁判所事務総局サイバーセキュリティ管理官又は最高裁判所事務総局デジタル基盤管理官（以下これらを「サイバーセキュリティ管理官等」という。）に追加して送付することができる。

3 局課の長等のとるべき措置等

- (1) 調査の実施等

ア 2の(1)の定めによる送付を受けた局課の長等は、必要な調査を行う。

イ 2の(1)の定めによる送付を受けた局課の長等は、調査を行う場合はその旨及び着手の時期を、調査を行わない場合はその旨及び理由を、速やかに総務局長に報告する。

(2) 是正措置等の実施等

ア 2の(1)の定めによる送付を受けた局課の長等は、(1)のアの調査の結果、当該公益通報に係る通報対象事実があると認めるときは、速やかに当該公益通報に係る通報対象事実の中止その他是正のために必要と認める措置（以下「是正措置等」という。）をとる。

イ 2の(1)の定めによる送付を受けた局課の長等は、是正措置等をとったときはその内容を、是正措置等をとらないときはその旨及び理由を、速やかに総務局長に報告する。

ウ アの定めによる是正措置等をとった局課の長等は、当該是正措置等が適切に機能しているか否かを事後に確認し、適切に機能していない場合には、新たな是正措置等をとる。

(3) サイバーセキュリティ管理官等に対して公益通報を追加して送付した場合
2の(2)の定めにより追加して公益通報の送付を受けたサイバーセキュリティ管理官等は、デジタル審議官による総括整理のもと、(1)及び(2)に定める事務を行う。

4 公益通報者への通知

総務局長は、3の(1)のイ又は同(2)のイの定めによる報告を受けたときは、公益通報者（法第2条第2項に規定する公益通報者をいう。以下同じ。）に対し、速やかに当該報告の内容を書面で通知する。

第2 公益通報の対応体制等

1 総括する者

総務局長は、裁判所における公益通報に関する事務を総括する。

2 公益通報対応業務従事者

- (1) 総務局長及び局課の長等を、裁判所における法第11条第1項に規定する公益通報対応業務従事者（以下「従事者」という。）とする。
- (2) 総務局長は、「最高裁公益通報・相談窓口」の従事者を指名する。
- (3) 高等裁判所長官は、「高裁公益通報・相談窓口」の従事者を指名する。
- (4) 総務局長は、必要があると認めるときは、第1の2の(1)の定めによる送付に係る従事者及び同4の定めによる通知に係る従事者を指名することができる。
- (5) 局課の長等は、必要があると認めるときは、第1の3の(1)及び(2)の定めによる局課の長等のとるべき措置に係る従事者を指名することができる。
- (6) サイバーセキュリティ管理官等が第1の2の(2)の定めにより追加して公益通報の送付を受けた場合においては、当該サイバーセキュリティ管理官等を、第1の3の(3)の定めにより当該サイバーセキュリティ管理官等がとるべき措置に係る従事者とする。

3 独立性の確保に関する措置

総務局長及びこれを監督する者に関係する事案の公益通報がされたときは、総務局長又は局課の長等は、公益通報としての受理、通報対象事実の調査及び是正措置等の実施等について外部の有識者の意見を聴取する。ただし、公益通報の内容が通報対象事実に関するものでない場合その他公益通報として受理することが相当でないことが明らかな場合は、この限りでない。

4 利益相反の排除に関する措置

- (1) 従事者は、自らに関係する事案の公益通報その他利益相反関係を有する公益通報の処理又は公益通報に関連する相談に関与してはならない。
- (2) 総務局長に関係する事案の公益通報その他利益相反関係を有する公益通報があったときは、最高裁判所事務総局の職員のうちから最高裁判所事務総長が指定する者が、当該公益通報に係る第1の2の(1)及び4並びに第2の3及

び7の(2)の総務局長の職務を代理する。

5 公益通報者等の保護

公益通報者又は公益通報に関連する相談をした者に対し、当該公益通報又は当該相談をしたことを理由として、免職その他不利益な取扱いをしてはならない。

6 範囲外共有等の防止、秘密保持及び個人情報保護の徹底

(1) 従事者又は公益通報に関連する相談に関与した職員（以下「従事者等」という。）は、次に掲げる行為をしてはならない。

ア 公益通報者を特定させる事項を必要最小限の範囲を超えて共有する行為（以下「範囲外共有」という。）をすること。

イ 公益通報者を特定した上でなければ必要性の高い調査が実施できないなどのやむを得ない場合を除き、公益通報者を特定しようとする事。

ウ 公益通報又は相談に関する秘密を漏らすこと。

エ 知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用すること。

(2) 第2の2の(2)から(5)までの定めにより従事者を指名した総務局長、高等裁判所長官及び局課の長等は、指名された者に対し、従事者に指名されたこと並びに第2の6の(1)に定める範囲外共有等の防止、秘密保持及び個人情報保護の徹底等について、相当な方法により通知する。

(3) デジタル審議官は、第2の2の(6)の定めにより従事者とされた者に対し、従事者とされたこと並びに第2の6の(1)に定める範囲外共有等の防止、秘密保持及び個人情報保護の徹底等について、相当な方法により通知する。

7 適切な救済・回復の措置及び懲戒処分等

(1) 第2の5及び第2の6の(1)のアに定める行為が行われた場合には、総務局長及び局課の長等は、適切な救済・回復の措置をとる。

(2) 第2の5及び第2の6の(1)に定める行為が行われた場合には、総務局長は、

当該行為を行った職員に対し、行為態様、被害の程度、その他情状等の諸般の事情を考慮して、任命権者による懲戒処分その他適切な対応がとられるよう必要な措置をとる。

8 公益通報関連資料の管理

公益通報の処理に係る記録及び関係資料の保存期間は1年間とし、通報者の秘密保持及び個人情報保護に留意して、適切な方法で管理しなければならない。

9 運用実績の公表、見直し等

(1) 総務局長は、裁判所における公益通報に関する運用実績の概要を、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲で公表する。

(2) 総務局長は、裁判所における公益通報体制の定期的な点検を実施する。

(3) 総務局長は、(1)の運用実績及び(2)の定期的な点検の結果等を踏まえ、必要があると認めるときは、公益通報体制の見直しを行う。

第3 その他

この通達に定めるもののほか、公益通報に関する事務の取扱いに関し必要な事項は、総務局長が定める。

付 記

この通達は、平成18年4月1日から実施する。

付 記（令和3. 2. 25総一第166号）

この通達は、令和3年7月1日から実施する。

付 記（令和4. 5. 27総一第755号）

この通達は、令和4年6月1日から実施する。

付 記（令和6. 3. 28総一第388号）

この通達は、令和6年4月1日から実施する。